



# 山形県公報

平成21年6月2日(火)  
第2047号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 救急病院等の告示……………(健康福祉企画課) ……685
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉課) ……686
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……687
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……688
- 土地改良区の変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……689
- 土地改良区の設定変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……690

### 公安委員会関係

#### 告 示

- 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の廃止の届出……………(商業経済交流課) ……691
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(公安委員会) ……694
- 同……………(病院事業局) ……同

## 告 示

### 山形県告示第568号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。  
平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称      | 所 在 地      | 認 定 期 間                     |
|----------|------------|-----------------------------|
| 鶴岡市立荘内病院 | 鶴岡市泉町4番20号 | 平成21年7月1日から<br>平成24年6月30日まで |

**山形県告示第569号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| み どり 調 剤 薬 局      | 米沢市金池二丁目2番8号        | 平成21. 3. 30 |
| ブナの森調剤薬局陣場店       | 山形市瀬波一丁目1番7号        | 同 4. 1      |
| ゆめクリニック           | 米沢市東三丁目9番3号         | 同 5. 8      |
| ながまち歯科医院          | 米沢市春日二丁目13番3号       | 同 5. 13     |

**山形県告示第570号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 上野内科医院            | 鶴岡市本町二丁目3番7号        | 平成21. 4. 1 |
| 堀 歯 科 医 院         | 山形市下条町二丁目4番13号      | 同 4. 30    |
| 武 田 歯 科 医 院       | 山形市大字漆山2945番地の2     | 同 4. 30    |

**山形県告示第571号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

山田薬局

鶴岡市大字茅原草見鶴109

## (2) 届出の内容

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 |       | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|-------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後 |            |
| 有限会社 山田薬局茅原店      | 山田薬局  | 平成21. 5. 1 |

## 山形県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地                   | 指定年月日       |
|------------------|--------------------------------------------------|------------------------------|-------------|
| ほし薬局居宅介護支援事業所    | 居宅介護支援事業                                         | 新庄市鉄砲町3番1号                   | 平成21. 3. 16 |
| かめさん介護センター       | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 新庄市東谷地田町17番地の2               | 同 4. 20     |
| かめさん介護センター いこいの家 | 通所介護<br>介護予防通所介護                                 | 新庄市東谷地田町17番地の2               | 同 4. 20     |
| 訪問介護センターれんげ草     | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 上山市宮脇658番地スカイタワー41<br>3501号室 | 同 5. 1      |
| 居宅介護支援センターれんげ草   | 居宅介護支援                                           | 上山市宮脇658番地スカイタワー41<br>3501号室 | 同           |
| ケアステージとこしえ鮎貝     | 通所介護<br>介護予防通所介護                                 | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝1141番地1           | 同           |
| 株式会社クローバー        | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 山形市銅町二丁目25番28号               | 同           |
| さくらこころのクリニック     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                         | 酒田市宇山田32番地の1                 | 同 5. 8      |

## 山形県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地          | 廃止年月日       |
|--------------|---------------|---------------------|-------------|
| 有限会社メディカほし薬局 | 居宅介護支援事業      | 西置賜郡白鷹町大字十王5059番16号 | 平成21. 2. 28 |

## 山形県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、荒谷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所          |
|----------|-------|-------------|
| 理事       | 武田安雄  | 天童市荒谷161    |
| 同        | 村形辰一  | 同 7941      |
| 同        | 武田泰治  | 同 64        |
| 同        | 村形俊昭  | 同 7914      |
| 同        | 武田衛   | 同 69-1      |
| 同        | 鈴木准一  | 同 176       |
| 同        | 村形静雄  | 同 7978      |
| 同        | 武田仁   | 同 16-10     |
| 同        | 武田茂   | 同 3         |
| 監事       | 藤山潤   | 同 88        |
| 同        | 武田忠一郎 | 同 1973-1130 |
| 同        | 今田勝雄  | 同 154-1     |

## 山形県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、荒谷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年6月2日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所        |
|----------|------|-----------|
| 理事       | 武田衛  | 天童市荒谷69-1 |
| 同        | 佐藤顕一 | 同 1934-1  |
| 同        | 村形俊昭 | 同 7914    |
| 同        | 伊藤則一 | 同 1973    |
| 同        | 武田雄一 | 同 96      |
| 同        | 村形一雄 | 同 7980    |
| 同        | 武田依男 | 同 78      |

|    |      |   |       |
|----|------|---|-------|
| 同  | 村形幸雄 | 同 | 159   |
| 同  | 今田勝雄 | 同 | 154-1 |
| 監事 | 渡辺邦彦 | 同 | 58    |
| 同  | 佐藤孝  | 同 | 185   |
| 同  | 村形勘次 | 同 | 7943  |

**山形県告示第576号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成21年6月2日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 変更に係る管理規程の名称  
小以良川ダム管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
放流の際の通知先の名称及びダム管理日誌の記録事項について規定の整備を行ったもの
- 5 認可年月日  
平成21年5月14日
- 6 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第577号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年6月2日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
東置賜郡二井宿土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東置賜郡高島町大字二井宿2796番地
- 3 認可年月日  
平成21年5月25日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成21年6月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡白鷹町大字下山字黒瀧前40番1から<br>同 字小田澤171番3まで | 旧    | 7.8メートル<br>}<br>27.2  | メートル<br>580 |
| 同 上                                    | 新    | 13.7メートル<br>}<br>66.3 | 同 上         |

## 公安委員会関係

### 告 示

## 山形県公安委員会告示第7号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3に規定する医師を平成21年6月1日付けで次のとおり指定した。

平成21年6月2日

山形県公安委員会

委員長 加 藤 有 倫

| 医師の氏名   | 勤務する病院名           | 病院の所在地               | 診断の対象者                                                                                                           |
|---------|-------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横 川 弘 明 | 医療法人二本松会 山形さくら町病院 | 山形市桜町2番75号           | 法第5条第1項第2号に規定する銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）で定める病気（政令第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者 |
| 小 原 正 久 | 小原病院              | 西村山郡河北町谷地字月山堂151の1番地 |                                                                                                                  |
| 佐 藤 明   | 医療法人社団清明会 新庄明和病院  | 新庄市大字福田806番地         |                                                                                                                  |
| 中 村 有   | 医療法人 酒田東病院        | 酒田市こあら三丁目5番2号        |                                                                                                                  |
| 灘 岡 壽 英 | 山形県立鶴岡病院          | 鶴岡市高坂字堰下28番          |                                                                                                                  |
| 沼 田 由紀夫 | 医療法人社団公德会 佐藤病院    | 南陽市柵塚948番地の1         |                                                                                                                  |
| 御 供 正 明 | 同 上               | 同 上                  |                                                                                                                  |
| 吉 川 順   | 医療法人杏山会 吉川記念病院    | 長井市成田1888番地の1        | 政令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者                                                                                         |
| 中 村 有   | 医療法人 酒田東病院        | 酒田市こあら三丁目5番2号        | 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者                                                                            |
| 吉 川 順   | 医療法人杏山会 吉川記念病院    | 長井市成田1888番地の1        |                                                                                                                  |

---

**公 告**

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 勝浦二郎
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ウエルマート大江店  
西村山郡大江町大字左沢字前田997番地1
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（廃止前）1,255平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成19年5月31日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        | 金数     | 摘要     |                                        |
|----------------|---------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------|----------------------------------------|
|                |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を<br>超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を<br>超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を<br>超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパ<br>ート1号 | 長井市台町3-<br>1              | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,800                  | 15,900                                 | 18,200                                 | 20,600                                 | 23,500 | 27,100 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               |
| 同 2号           | 同 3-<br>2                 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 14,600                  | 16,900                                 | 19,300                                 | 21,800                                 | 24,900 | 28,700 |                                        |
| 同 小国アパ<br>ート1号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-9 | 同    | 58.0                          | 3    | 同   | 13,000                  | 15,000                                 | 17,100                                 | 19,300                                 | 22,100 | 25,500 |                                        |
| 同 2号           | 同 3-<br>3-8               | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 13,900                  | 16,100                                 | 18,400                                 | 20,700                                 | 23,700 | 27,300 |                                        |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年6月15日から同月19日まで（受付時間午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成21年6月19日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成21年8月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県警察通信指令システム保守点検業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部生活安全部通信指令課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日立製作所東北支社 支社長 荻山 得哉 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号
- 5 随意契約に係る契約金額 69,930,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月2日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
医療情報システム運用管理支援業務 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地  
電話番号023(685)2626 内線3167
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成21年3月30日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町四丁目1番25号
- (5) 随意契約金額 56,385,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年3月6日
- (8) 随意契約による理由 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号該当
- 2 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
オーダリングシステム保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地  
電話番号023(685)2626 内線3167
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成21年3月30日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町四丁目1番25号
- (5) 随意契約金額 39,816,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年3月6日
- (8) 随意契約による理由 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号該当